

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【公表番号】特表2014-526558(P2014-526558A)

【公表日】平成26年10月6日(2014.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2014-055

【出願番号】特願2014-531995(P2014-531995)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/06 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 K 38/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/7076 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/06

A 6 1 P 35/00

A 6 1 K 37/02

A 6 1 K 31/7076

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月7日(2015.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

T細胞リンパ腫の治療用医薬の調製のための、ロミデプシン及びアザシチジンの組み合わせの使用。

【請求項2】

前記T細胞リンパ腫が、再発性、難治性、又は、従来の療法に対して抵抗性である、請求項1記載の使用。

【請求項3】

前記T細胞リンパ腫が、皮膚T細胞リンパ腫(CTCL)、又は、末梢性T細胞リンパ腫(PTCL)である、請求項1記載の使用。

【請求項4】

前記CTCLが、難治性又は再発性CTCLである、請求項3記載の使用。

【請求項5】

前記PTCLが、難治性又は再発性PTCLである、請求項3記載の使用。

【請求項6】

ロミデプシンが、1日あたり0.5～28mg/m²の量であり、アザシチジンが、1日あたり50～500mg/m²の量である、請求項1記載の使用。

【請求項7】

アザシチジン及びロミデプシンが静脈内投与用に製剤化されるか、又は、ロミデプシンが静脈内投与用に製剤化され、かつアザシチジンが経口投与用に製剤化される、請求項6記載の使用。

【請求項8】

アザシチジンの量が、1日あたり約50、75、100、150、200、250、300又は350mg/m²である、請求項7記載の使用。

【請求項 9】

ロミデプシンの量が、1日あたり約8、10、12又は14mg/m²である、請求項7記載の使用。

【請求項 10】

ロミデプシンが、1日あたり10～300mg/m²の量であり、アザシチジンが、1日あたり50～500mg/m²の量である、請求項1記載の使用。

【請求項 11】

アザシチジンが静脈内投与用に製剤化され、ロミデプシンが経口投与用に製剤化される、請求項10記載の使用。

【請求項 12】

アザシチジンが皮下投与用に製剤化され、ロミデプシンが経口投与用に製剤化される、請求項10記載の使用。

【請求項 13】

アザシチジン及びロミデプシンが経口投与用に製剤化される、請求項10記載の使用。

【請求項 14】

ロミデプシンの量が、1日あたり約25～約200mg/m²である、請求項10記載の使用。

【請求項 15】

ロミデプシンの量が、1日あたり約50、75又は100mg/m²である、請求項14記載の使用。

【請求項 16】

アザシチジンの量が、1日あたり約50、75、100、150、200、250、300又は350mg/m²である、請求項10～15のいずれか1項記載の使用。

【請求項 17】

セザリー症候群の治療用医薬の調製のための、ロミデプシン及びアザシチジンの組み合わせの使用。

【請求項 18】

ロミデプシンが、1日あたり0.5～28mg/m²の量であり、アザシチジンが、1日あたり50～500mg/m²の量である、請求項19記載の使用。